新型コロナウイルス感染症の影響による収入減でお困りの方へ

一時的な生活資金の貸付を利用できます

申請期限　2022年 8月末日まで

社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付や生活相談を行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しています。

このたび、この制度の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯にも拡大し、減収や休業、失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。

ご相談は、お住まいの市町村社会福祉協議会へお問合せください（裏面）。

償還免除を受けられる場合があります

償還時になお所得の減少が続く住民税非課税の世帯は、償還を免除できることとなっています。具体的な条件は、厚生労働省のコールセンターへお問合せください。（電話番号は、裏面「注意事項」末尾に掲載しています）

一時的な減収の世帯向け（緊急小口資金）

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少(※)があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

据置期間	原則として１年
償還期限	２年以内
利子・保証人	無利子・保証人不要

貸付額

10万円以内　（一定の場合は20万円以内）

貸付額が20万円以内となる方（下記のいずれかに該当）

ア　世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる
イ　世帯員に要介護者がいる
ウ　世帯員が４人以上いる
エ　世帯員に子の世話を行うことが必要となった労働者がいる（休校・風邪症状で休む等）
オ　世帯員の中に個人事業主がいる
カ　その他、10万円以上の貸付が必要な事情がある（累計の減収額が大きい方など）

※　減収が起きていることを証明できる書類（給与明細等）を確認させていただく場合があります。

長期的な減収の世帯向け（総合支援資金）

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響による長期的な収入の減少や失業等があり、日常生活の維持が困難となっている世帯

据置期間	原則として１年
償還期限	１０年以内
利子・保証人	無利子・保証人不要

貸付額

２人以上世帯……月額２０万円以内
単身世帯　　……月額１５万円以内
貸付期間　　……３カ月以内

○緊急小口資金を利用後、なお減収が続く場合は、総合支援資金も利用することが可能です。
○緊急小口資金及び総合支援資金のいずれも利用し終わった方は、一定の要件に当てはまる場合、お住まいの市町村で給付金（生活困窮者自立支援金）を受給できる可能性があります。
注：市役所・町村役場担当課でお問い合わせください。
注：初回利用時期等により、対象とならない場合があります。

【裏面もご覧ください】

※チラシの内容は、2022年6月1日現在のものです。

相談窓口（市町村社会福祉協議会）

市町村	住所	電話番号
鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安2丁目104-2　さざんか会館内	0857-24-3180
米子市社会福祉協議会	米子市錦町1丁目139-3　福祉保健総合センター内	0859-35-3570
倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町1400　倉吉福祉センター内	0858-24-6265
境港市社会福祉協議会	境港市竹内町40	0859-45-6116
岩美町社会福祉協議会	岩美郡岩美町浦富645	0857-72-2500
若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町若桜1247-1　地域福祉センター内	0858-82-0254
智頭町社会福祉協議会	八頭郡智頭町智頭1875	0858-75-2326
八頭町社会福祉協議会	八頭郡八頭町宮谷254-1 八頭町福祉相談支援センターほっと	0858-71-0100
湯梨浜町社会福祉協議会	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584	0858-35-2351
三朝町社会福祉協議会	東伯郡三朝町横手50-4　三朝町立福祉センター内	0858-43-3388
琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町浦安123-1　社会福祉センター内	0858-52-3600
北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2　社会福祉センター内	0858-37-4522
日吉津村社会福祉協議会	西伯郡日吉津村日吉津973-9　社会福祉センター内	0859-27-5351
大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町御来屋467	0859-54-2200
南部町社会福祉協議会	西伯郡南部町法勝寺331-1　総合福祉センター内	0859-66-2900
伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿1010　保健福祉センター内	0859-68-4635
日南町社会福祉協議会	日野郡日南町生山397-1　子育て支援センター内	0859-82-6038
日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂1247-1　老人福祉センター内	0859-74-0338
江府町社会福祉協議会	日野郡江府町江尾2069　江府町地域支え愛センター内	0859-75-2942

注意事項

○申請にあたっては、住民票、身分証明書の写しなど、ご自身でご用意いただく書類があります。
○即日貸付ではありませんので、お早目にご相談ください（送金までには、平均で２週間前後かかります）。
○緊急小口資金は、郵送での申請も受け付けています。
　申請に必要な書類は鳥取県社協のホームページからダウンロードできます。
○無利子貸付ですが、期間内に償還（返済）されなかった場合は所定の延滞利子がかかります。
○貸付には審査があります。不承認となった場合でも、原則として理由は開示しません。
○制度一般に関するお問合せは、厚生労働省のコールセンターもご利用ください。（0120－46－1999）

発行　社会福祉法人　鳥取県社会福祉協議会
鳥取市伏野1729－5　（電話）0857－59－6333

鳥取県社協